

5 年 金

年金加入中に重い病気やけがなどで日常生活や仕事などが制限されるようになった場合、障害基礎年金、障害厚生年金などを受け取ることができます。

1 障害基礎年金

1. 対 象 者	障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にある方が対象となります。 ・第1号・第3号被保険者加入期間 ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間 ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。
2. 納 付 要 件	初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。 なお、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。
問 合 先	帯広年金事務所 ～ 西1条南1丁目 (☎21-1511) [音声案内①→2] (市) 戸籍住民課国民年金係 ～ 市役所1階 (☎65-4143)

※第1号被保険者：自営業者、農林漁業者などとその配偶者、学生、無職の人など

※第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

※初診日：障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。

同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

※国民年金第3号被保険者である期間に初診日のある方は帯広年金事務所にお問合わせください。

2 障害厚生年金・障害手当金（厚生年金）

1. 対 象 者	第2号被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある方が対象となります。
2. 納 付 要 件	初診日の前日において保険料の納付要件を満たしていること。
問 合 先	帯広年金事務所 ～ 西1条南1丁目 (☎21-1511) [音声案内1→2]

※第2号被保険者：厚生年金に加入している人

3 各種共済組合の障害年金等

障害年金、障害一時金などが支給される場合がありますので、各共済組合の担当課にお問合わせください。

4 労働災害の年金（労災）

業務上の災害、通勤途上の災害などに保険給付が行われます。

障害が残った場合に、障害補償年金、障害補償一時金、障害年金、障害一時金が支払われる場合があります。

【問合先】 帯広労働基準監督署 ～ 西6条南7丁目 合同庁舎 (☎97-1245)

5 扶養共済制度（心身障害者扶養共済制度）

保護者に一定額の掛け金を納付していただき、保護者が死亡したり、重度障害者になった場合、残された障害者が終身一定額の年金を受け取ることができる制度です。

【問合先】 十勝総合振興局 社会福祉課 (☎26-9080)